

夫婦の間で居住用の 不動産を贈与した ときの配偶者控除

特例の概要

国税庁
No.4452

婚姻期間が「20年以上」の夫婦の間で、



居住用不動産又は、居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、

基礎控除「110万円」のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できる特例



特例を受けるための適用要件

夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後、贈与が行われたこと

贈与された財産が、自分が住むための国内の居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること

贈与を受けた年の翌年3/15までに、贈与により取得した国内の居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること



配偶者控除は同じ配偶者からの贈与については、「一生に一度」しか適用を受けることができません。

特例を受けるための手続き

次の書類を添付して、
贈与税の申告をすることが必要です。

国税庁
No.4452

財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍謄本又は抄本」

財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の附票の写し」

居住用不動産の「登記事項証明書」その他の書類で贈与を受けた人がその居住用不動産を取得したことを証するもの

居住用不動産を評価するための書類「固定資産評価証明書」